

個人事業者のための

# 所得税・消費税の確定申告指導会

個人事業主の皆様におかれましては、確定申告に向け事前準備をする時期となりました。

土浦商工会議所では、関東信越税理士会土浦支部のご協力により、下記の日程にて相談会を開催致しますのでぜひご参加ください。

**日時 2月 16日(火)・18日(木)・20日(土)・22日(月)・24日(水)・26日(金)**

**3月 3日(水)・4日(木)・5日(金)・6日(土)・8日(月)・9日(火)**

○午前の部 9時30分～12時

○午後の部 1時～4時 (※土曜日(2/20・3/6)は午後のみ)

**会場**

土浦商工会議所 3階会議室  
(土浦市中央 2-2-16 )

**※事前予約制**

TEL822-0391

<https://www.k-art-factory.com/tsuchiura/>



◆マイナンバーカードの持参とマイナンバーカードの暗証番号入力で、その場で申告を完了することができます。(事前準備が必要な場合があります。)

◆マイナンバー関係書類の写しの添付がない場合、確定申告書等を当所でお預かりすることはできません。  
また、「特定個人情報の取扱いに関する同意書」の提出もお願いいたします。



平成28年分以降 の確定申告書等の提出の際には、  
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)  
などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ\*

◆対象者は、個人事業者で、個別に税理士に連絡されていない方です。

◆必要書類は裏面をご確認ください。

【お問い合わせ・お申し込み】 土浦商工会議所 商工振興課

TEL 029-822-0391

# 必要書類チェック表(お出かけ前に点検)

- 青色決算書または収支内訳書  
(売上高、経費等はあらかじめ集計しておいてください)
- 前年（令和1年）分の確定申告書・決算書等の控え  
(前年の減価償却等を参照しますので必ずお持ちください)
- マイナンバーカード持参と、マイナンバーカードの※暗証番号入力により、その場で申告を完了することができます。（事前準備が必要な場合があります。）  
  
※ご利用に当たっては、マイナンバーカードを取得した際に市区町村の窓口等で設定した以下のパスワードが必要です。
  - ・利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
  - ・署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）
  - ・券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）
- マイナンバー関係書類の写し（コピーの添付が必要です）
  - ◆マイナンバーカードがある場合
    - 表面・裏面の両方のコピー
  - ◆マイナンバーカードがない場合、下記の2種類
    - ①番号の確認書類（番号通知カードまたは番号標記のある住民票）
    - ②身元確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）
- 印鑑
- 源泉徴収票（給与、公的年金等）
- 医療費控除の明細書又は、健保保険組合等の医療費通知（領収書の添付は不要。）  
※セルフメディケーション税制の特例を受ける場合は、明細書は別になります。  
また、一定の取組の書類も必要になります（健康診断の結果通知等）。
- 国民健康・国民年金保険料等の社会保険料の支払証明書  
生命保険料等及び地震保険料等の控除証明書
- その他、令和2年中の所得に関わる収入及び支出の明細書（住宅ローン証明書など）

## ◆令和1年分の所得税・消費税の確定申告を当所へ提出された方

- 令和2年分の確定申告書の関係書類は、税務署から郵送されない場合があります。  
申告書、手引き等の冊子に代わり、「確定申告のお知らせ」のはがき、または封書が届いた場合は、そのはがき等もお持ち下さい（納税者番号等が記載されております）。